

様式 1

## 特定個人情報保護評価確認書

平成 27 年 9 月 29 日

全国社会保険労務士会連合会  
会長 大西 健造 殿

一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
専務理事 河野 修一



貴連合会が作成された「評価書番号 1 / 社会保険労務士事務所が委託契約に基づき、労働社会保険諸法令関係書類に、個人番号を記載して公共職業安定所、日本年金機構及び健康保険組合等に提出する事務に関する特定個人情報保護評価モデル評価書（以下「当該モデル評価書」という。）」について、平成 27 年 9 月 7 日から 9 月 29 日までの間、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」、「特定個人情報保護評価に関する規則（特定個人情報保護委員会規則第 1 号）」及び「特定個人情報保護評価指針（平成 26 年 4 月 20 日特定個人情報保護委員会）」に基づき的確に記載されているか、また、記載内容が、当該事務にかかる規程等を適正に順守したものであるか確認、照合しました。

この結果、当該モデル評価書は、様式及び指定された項目に沿って記載されているとともに、記載内容が妥当なものであることを確認しました。

### 【確認事項の結果】

別紙「「特定個人情報保護評価モデル評価書点検」結果表」参照

注記：本確認書の意義は、貴連合会が作成された特定個人情報保護評価書に対して、独立した専門的立場から意見を表明することにあります。

## 別紙「特定個人情報保護評価モデル評価書点検」結果表

## 1 概要

評価実施機関	全国社会保険労務士会連合会
担当部署	
対象評価書種別	全項目評価
対象事務	<p>社会保険労務士事務所          評価書番号 1（事務取扱担当者1人/特定個人情報ファイルを事務所内で保管）</p> <p>社会保険労務士事務所が委託契約に基づき、労働社会保険諸法令関係書類に、個人番号を記載して公共職業安定所、日本年金機構及び健康保険組合等に提出する事務に関する特定個人情報保護評価モデル評価書</p>
授受資料	<p>●評価書</p> <p>1 社会保険労務士事務所・特定個人情報保護モデル評価書 A          2 社会保険労務士事務所・特定個人情報保護評価 モデル評価書パターン説明書</p> <p>●ハンドブック（社労士版ガイドライン）</p> <p>1 ハンドブック～概要～          2 ハンドブック（「本編」）</p> <p>●規程等（雛形）</p> <p>1 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針（雛形）          2 特定個人情報取扱規程（小規模事務所用）（雛形）          4 業務フロー（雛形）          5 業務委託契約書（雛形）          6 特定個人情報等の取扱いに関する覚書（雛形）          7 就業規則（雛形）</p> <p>●様式等（雛形）</p> <p>1（特定）個人情報ファイル管理台帳          2（特定）個人情報保護のための体制図          3 情報セキュリティ教育計画書          4 情報セキュリティ教育実績一覧（実施報告書）          5 内部監査計画書          6 内部監査報告書          7 特定個人情報・個人情報の取扱いに関する事故等の報告書（外部用）          8 特定個人情報・個人情報保護事件・事故対応報告書（社内用）</p>

	9 特定個人情報および個人情報の開示等請求書 10 特定個人情報・個人情報問合せ・相談受付票 11 入室管理台帳 12 入室管理台帳（管理区域） 13 退室時確認事項 14 アクセス権限管理台帳 15 個人番号報告書 16 個人番号利用目的通知書 17 業務処理簿 18 入社連絡票 19 退社連絡票 20 異動連絡票 ●その他補足資料等 1 リスク分析表 2 業務フロー図（上記「事務の内容」についてのフロー図）
審査実施期間	平成 27 年 9 月 7 日から平成 27 年 9 月 29 日までの間
備考	—

## 2 点検について

以下の観点で点検を行った。

観点	内容	備考
適合性	提出された特定個人情報保護評価の実施が、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合して行われているか	平成 26 年 4 月 20 日特定個人情報保護委員会事務局「特定個人情報保護評価指針（特定個人情報保護委員会）」の第 10「委員会の関与」における「審査の観点」に基づき実施
妥当性	特定個人情報保護評価書に記載されている内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等（本人のプライバシー等権利利益の保護）に照らし妥当と認められるか	